

手順 1 から順次実施してきた内容を、その時々記録表等に基づいてまとめる。

通常、ここに掲げた手順の 1 から 8 までを、ただ一回だけ通して進めただけではリスクを十分に低減できない可能性が高いので、手順 2 から 6 は、何度も繰り返し実施してリスクを適切なレベルに低減させる努力をしなければならない。

このように努力して手を尽くしたけれど、どうしても適切なリスク低減レベルに低減しきれないリスクが残ってしまったと言う場面になって初めて、手順 7 の使用上の情報を使用者に伝え警告することおよび人的な対策をすることを、最後の保護方策として検討の上実施する。それでもなお、残留するリスクが大きすぎ、対応するリスク低減の措置の実施が困難である場合には、災害防止の観点から当該機械設備の使用を中止する判断も必要である。これが目指すべきリスク低減策の進め方である。

なお、初回のリスクアセスメントは、全く保護方策が施されていない機械に対して行うという前提で実施する。対象とする機械に既にガード・カバー類や電気・電子制御的な安全装置が装備されていても、それらが無いものとして危険源を同定し、リスクの見積りを実施する。安全対策がない前提で実施することによって、その機械の真のリスクレベルがわかるのであり、既存の対策が妥当であったかどうかを判断することもでき、また適切な保護方策をゼロから検討し直すこともできる。

電気・電子的な安全装置を設置した場合に、これらが適切な安全性能を有するかどうかを確認する（手順 6 のリスクの再評価で実施する事項に相当する。）には、全く別のリスクアセスメント手法（制御システムの安全関連部※に関するリスクの見積りの方法）に沿って実施することが必要となる。

この手法を含め、機械設備のリスクアセスメントについては、付録 2 に詳しい解説を載せてあるので、参照されたい。

※ 制御システムの安全関連部：付録 1 用語の定義と追加解説を参照。